

音更町個人情報保護条例の一部を改正する条例

音更町個人情報保護条例（平成17年音更町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第4号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第4条」を「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第2条」に改め、同条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。